

店舗等設置スペース概要及び設置条件

【 店舗等設置スペース概要 】

| 項 目                  | 南北線北24条駅            | 備 考           |
|----------------------|---------------------|---------------|
| 所在地                  | 札幌市北区北23条西 4 丁目     |               |
| 設置場所                 | 地下 1 階コンコース         |               |
| 一日平均駅乗車人員（令和 7 年度実績） | 14,498人             |               |
| 最大使用可能面積             | 14.4㎡               |               |
| 使用料概算（月額）            | 105,120円            | 税抜            |
| 道路占用料                | 必要（市道下）             | 約127,872円/年   |
| 付近天井高                | 2,935mm             |               |
| 使用開始可能時期             | 当局と協議の上、調整を行うこととする。 | 工事可能開始日より使用開始 |

【 店舗等の設置条件 】

| 項 目       | 南北線北24条駅                | 備 考                                                                                                                                |
|-----------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 想定店舗形態    | 対面型店舗                   |                                                                                                                                    |
| 店舗構造      | 1. 構造等                  | 耐火構造の床・壁等で、防火・防災区画。1 時間耐火以上の壁と天井で区画。<br>耐火構造の床・壁等で、火・防災区画。建築基準法第2条第7号、同施行令第107条に規定する1 時間耐火以上の壁と天井で区画。<br>出店前に消防局への確認申請が必要。         |
|           | 2. 店舗シャッター              | 防火設備（遮煙性能を有するもの）<br>建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロ、同法施行令第112条第14項第 2 号の規程による。                                                                |
| 材料        | 構造材・壁・天井・内装（下地を含む）は不燃材料 | 建築基準法第 2 条第 9 号の規定による。                                                                                                             |
| 什器類       | 不燃化をはかること               |                                                                                                                                    |
| 外壁面の店名表示  | 設置可                     | 店名表示のみ                                                                                                                             |
| 店 舗 内 設 備 | 給水設備                    | 設備なし<br>必要な場合は当局と協議の上、配管接続工事による追加設置は可能。                                                                                            |
|           | 排水設備                    | 設備なし<br>必要な場合は当局と協議の上、排水接続工事による追加設置は可能。                                                                                            |
|           | N T T 電話回線              | 設備なし<br>必要な場合は当局と協議が必要                                                                                                             |
|           | 空調設備<br>室外機             | 設備なし<br>必要な場合は当局と協議の上、換気口設置工事による追加設置は可能。<br>ただし、冷暖房設備の追加設置は不可。                                                                     |
|           | ガス設備                    | 設置不可<br>禁止                                                                                                                         |
| 防 火 設 備   | パッケージ型自動消火設備            | コンビニ型店舗等は要設置。対面型店舗で10㎡未満の店舗等は不要。                                                                                                   |
|           | 自動火災報知設備                | 要設置<br>消防局と協議すること。<br>設置が必要な場合は、駅の火災警戒に組込む必要があるため付近の既設感知器に接続。                                                                      |
|           | インターホン設備                | 要設置<br>緊急時の連絡手段として、専用の回線または機器を設置すること。                                                                                              |
|           | 排煙設備                    | コンビニ型店舗等は要設置。対面型店舗は不要。                                                                                                             |
|           | 誘導灯                     | 基本不要<br>消防局と協議すること。                                                                                                                |
|           | 非常照明                    | 基本不要<br>消防局と協議すること。                                                                                                                |
|           |                         |                                                                                                                                    |
| 電気設備      | 設備無し                    | ・ 単相 3 線105/210 V 3P50および30 A 供給可<br>・ 単相 3 線210/105 V 30 A および75 A 供給可<br>・ 3 相 3 線420 V 100 A 供給可<br>・ 3 相 4 線420/242 V 30 A 供給可 |

【店舗設備等の管理】

交通局所有の電気設備を活用した出店となりますので、出店期間における交通局財産の管理などについて下記条件が付加されます。

- ・ 構造物や設備の保守管理は事業者の責任において実施すること。
- ・ 軽微な破損補修は事業者の責任において実施すること。
- ・ 必要な法定点検は事業者が実施することし、実施結果を交通局に報告すること。